

令和2年5月27日

ご利用者様・ご家族様各位

社会福祉法人富士会
統括施設長 深谷英子

緊急事態宣言解除後のご面会について（お知らせ）

記

向暑の候、皆様におかれましては、益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

平素より当法人の施設運営にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

今年3月中旬から、新型コロナウイルスの感染防止に伴いご家族様のご面会を中止させて頂き、ご不便とご心配をお掛けしております。

5月26日付で、特別措置法による緊急事態宣言が全国的に解除となりました。しかし、全ての社会的活動が解除となったわけではなく、政府は「基本的対処方針」に基づいて、コンサートや展示会の入場制限や、スポーツジムの利用者数の管理などを行ったうえで段階的に緩和していくとの方針を示しています。

老人福祉施設は、「免疫力が低く重症化しやすい」いわゆる「感染弱者」である、ご利用者様をお預かりしています。断腸の思いですが、厚生労働省からの「面会の制限要請」に従い、面会中止を継続させていただきます。

今後、厚労省から面会制限緩和の通知や状況に変化がありましたら、直ちにご連絡差し上げますので、今しばらく、ご協力とご理解の程、厚くお願い申し上げます。

新型コロナウイルスが一日も早く終息し、ご利用者様とご家族様等が笑顔で面会して頂ける日を切に願っております。

※ご面会の状況に変化がありましたら、ホームページでも告知します。ヤフーなどの検索エンジンから「ヴィラトピア知立」で検索されるか<http://villatopia.org>のURLでご確認ください。

以上